

## 第31回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成29年11月16日(木) 10時00分～11時30分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室B～C

### <決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・ 資料1、議事録は特段の意見なく承認された。
- ・ 資料1、第30回宿題事項の全日本電気工業組合連合会による電気工事店への周知文書等は、ご意見された小売電気事業者により目的とした用途に活用できないと判断されたため、事務局は本件の対応を終了とした。
- ・ 資料2、No.33、90は案件クローズとする。
- ・ 資料2、No.56、スイッチング支援システムの基本能力の制約からシステム改修による対応は難しいことを確認した。そこで別途、スイッチング支援システム外での対応を前提とした小売電気事業者からの提案を待つこととした。★
- ・ 資料2、No.61、事務局はスイッチング支援システムの改修費用と全API利用事業者への追加APIを利用するかのヒアリングをもとに費用対効果を再度検討することとした。★
- ・ 資料2、No.89、案件を再オープンとするか否かを議論した結果、オール電化のお客様の申込みを受けしめないとの目的に対して、No.89にて提案された方法では、回答に既に記載されていたとおり、その解決が見込めない等の問題があるため、案件の再オープンはしないこととした。
- ・ 次回会議に向け、起票された意見・要望への賛同状況、及び新規の意見・要望を事務局宛てに送付いただく。その方法は、会議後に事務局から連絡する。★

### <議事概要>

#### 1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について事務局より説明。特段の意見なく承認された。

また、前回会議における宿題事項について事務局から以下の通り報告があり、報告に対して特段の意見は無かった。

- ・ 前回会議で、2016年4月の電力小売全面自由化の際、全日本電気工業組合連合会から電気工事店へ周知された文書等が、小売電気事業者において電力自由化を全くご存知ない電気工事店に対して電力自由化をご説明する際に役に立つのではないかとご意見があり、電力・ガス取引監視等委員会から同連合会へ当該資料を小売電気事業者に開示する許可を得たのち、ご意見された小売電気事業者に当該資料を確認いただいた。結果、当該資料は既に電力自由化を知っている者において更にその知識を深めるために役立つものだが、電力自由化を全くご存知ない者への説明には利用できず、目的とする用途に活用できないと判断されたため、事務局は本件の対応を終了することとした。(事務局)

#### 2. スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況(資料2)

事務局より資料2にてスイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について、その進捗や回答を説明した、その主な質疑は以下の通り。

##### ■ 質疑等(回答の凡例 ⇒:小売電気事業者, →:小売電気事業者以外)

- ・ No.56、全データ一括での情報取得は困難だとしても、例えばエリアや異動日などで取得するデータ条件を指定する等により一括取得するデータ件数を絞れば、実現の可能性があるのではないかと。

→ その方法ならば現状においてもAPIではほぼ同じ操作が可能と考える。ただし、APIは実際の挙動は1件ずつのデータ取得となる。今回のご要望は自社顧客の設備情報を一括で取得することに価値を置くものと考えている。しかし、現在のスイッチング支援システムの能力を考えると、今回のご要望は新システムを作るほどの改修を伴わないと実現できないと考えている。たとえ一度に取得するデータ量を100万件から10万件に減らしたとしても、処理時間は約10分必要となる。その処理ス

データが保たれている間、データを一括取得している事業者がスイッチング支援システムを占有してしまうこととなる。現在、スイッチング支援システムはサーバー 4 台で対応しているため、もし 4 事業者から同時にデータ一括取得の要求が来た場合、そのデータ処理中は、その 4 事業者以外の事業者はスイッチング支援システムで何も操作できなくなる。API の要求も全て跳ね返してしまう。それを回避するためには、広域機関のシステムを経由せず一般送配電事業者システムから直接取得していただく様な仕組み、すなわち、もう一度スイッチング支援システムを初めから作るくらいの対応が必要となってしまう。その改修も、現在システムに登録されている小売電気事業者全てにおいて必要と考え、とても影響が大きい。(事務局)

⇒ そのような状況ならば、例えば広域機関への申請にて対応いただくなど、運用面での対応はできないか。

→ データの一括取得をシステム化しないというご意見と存じる。例えば、その申請を受けた広域機関は一般送配電事業者において、当該事業者の顧客データを DVD 等のメディアで提供いただくという考えとなるか。(事務局)

⇒ 我々としてはシステム化やオンラインでのデータ取得にこだわっているわけではない。オフライン対応となったとしても、何らかの手段により定期的に自社の設備情報と一般送配電事業者の設備情報を突合したい。今回、システムに制約があることは理解したため、スイッチング支援システムに負荷をかけない方法を検討して、改めて提案したいと考える。

⇒ それならば、現在、一般送配電事業者からいただいている GL リストを活用できないか。GL リストには全供給地点の情報を掲載いただいていると考える。そこに必要とする情報項目を加えていただければ、同リストは託送 HP にアップロードされるため、スイッチング支援システムに負荷をかけずにオンラインで必要とする情報を取得できるのではないか。

→ GL リストに G 側の低圧情報は含まれていないのではないかと、L 側については掲載されていると思うが、G 側については必須ではないとの整理であったと記憶している。(事務局)

⇒ それは掲載いただいている事業者と掲載いただいていない事業者があったと記憶している。

→ その辺の確認も含めて、今後、別の方法をご提案いただきたいと考える。(事務局)

・ No.61、No.61 に限った話ではないが、システム改修で小売電気事業者側の費用対効果が見込めないとしても、それは個別事業者の判断であるとは考えられないか。例えば小売電気事業者は大規模なシステム改修に合わせる等で必要なシステム改修を行うこともあり得るのではないかと。費用対効果の検討は、小売電気事業者のシステム改修費用を見込まず、広域機関と一般送配電事業者のシステム改修費用とその効果をもって行ってはどうか。

→ そこは改めて議論が必要ではないか。結局、システム改修する小売電気事業者が少なければ、スイッチング支援システムの改修による費用も下がるものの、その分効果も減ってしまう。スイッチング支援システムの改修費用は、それに対応してシステム改修する小売電気事業者の数によらない。したがって、小売電気事業者側のシステム改修だけで費用対効果が無いならば、スイッチング支援システムの改修費用をそれに載せたとしても、その答えは変わらないものと考えている。(事務局)

⇒ 小売電気事業者は、たとえ費用対効果が見込めたとしてもシステム改修するとは限らないと考える。少なくとも小売電気事業者の費用対効果に関しては、各小売電気事業者の判断に任せるという整理ができないか。

→ 今の広域機関の考え方は、全体的な費用対効果を考えること。今回の事業者ヒアリングで小売電気事業者は API によるシステム化対応を要望されていることが分かったため、費用には小売電気事業者側で必要となるシステム改修費用を含めることとした。(事務局)

⇒ それも 1 つの考え方であると思う。

→ また、改修費用の想定は小売電気事業者へのアンケートから作成した。まだ広域機関と一般送配電事業者側のシステム改修費用の見積もりは行っていないが、既に小売電気事業者側だけで費用対効果を見込めない状況である。今後、広域機関や一般送配電事業者のシステム改修費用を見積もることは可能であるが、それを費用に追加すると、さらに費用対効果が低くなるだけと考えられないか。(事務局)

⇒ ご要望を挙げた小売電気事業者は、自らのリスクや努力によって必要となるインターフェースを準備するのではないかと。費用対効果の考え方においては、いわゆるセンター側で必要となる費用だけを考えられないか。

→ WEB システムの改修ならば、小売電気事業者のシステム改修費用は不要であるため、その考えを適用できると思う。しかし今回のご要望は API 対応である。小売電気事業者側で費用対効果の全く見込めない様な API サービスを準備したとし

ても、それに対応いただける小売電気事業者がいない、もしくは数社の場合、そのようなシステム改修に託送費用を用いる価値があるかは疑問と考える。(事務局)

- ⇒ 仮説だが、この要望に賛同するということは、センター側の設備が改修されれば自社設備を改修するということでは無いのか。少なくとも小売電気事業者の費用対効果の問題はクリアされた前提での議論と考えているが、いかがか。
  - 事務局は賛同者の考えを分かりかねる。そこで、常識的に考えて費用対効果が見込めないならばシステム改修を実施しないのではないかと考えている。例えその仮説が正しいとしても、現状は賛同が5社のため、5社のみで費用対効果があるだけである。(事務局)
  - ⇒ 現時点でヒアリングをしているのは5社だけか、対象は全API利用事業者と考えるが。
  - ヒアリングは賛同いただいた5社だけである。費用対効果では、現在APIを利用している全事業者(約200社)が今回追加のAPIを利用することを想定している。(事務局)
  - ⇒ 基本的な考え方において小売電気事業者の費用対効果を含めていることに疑問を呈している。また、5社だけのヒアリングをもとにAPIを利用している全事業者の費用対効果を考えることはいかがか。5社だけに対する費用対効果を考える場合ならばそれは有り得るかと思うが。
  - 小売電気事業者がシステムメンテナンス等と合わせる等でシステム改修費用を低減できる可能性はあるものの、API改修となると、そのためのアプリケーションを導入する必要があり、その費用は必ず必要となる。やはりAPIの改修では小売電気事業者の費用対効果を考える必要があると考える。(事務局)
  - ⇒ 残りのAPI利用事業者社の意見を確認する必要があるのではないかとということ。システム費用についてはセンター側の改修費用のみを考えれば良いと思う。
  - 広域機関と一般送配電事業者で必要となるシステム改修費用を試算いただきたいというご意見か。(事務局)
  - ⇒ それに加えて、どれだけのAPIを利用する小売電気事業者がシステム改修すると答えるかを確認し、効果を見積もっていただきたい。そうしなければ、5社へのヒアリングによるどんぶり勘定のみで案件クローズすることとなり、将来へ禍根を残すおそれがあるのではないか。
  - APIを申込みされている事業者は把握しており、また、小売電気事業者側の費用対効果が良ければ次の広域機関や一般送配電事業者のシステム改修費用を検討しようと考えていたところでもある。ただしそれには時間が必要となることを理解いただきたい。(事務局)
  - センター側の改修費用を確認したいとの話になっているが、最初の費用対効果の想定に対するご意見はどのようにお考えであるのか。事務局へ具体的な案をご提示いただくべきではないか。
  - それは後日、別途で確認させていただきたい。広域機関の基本的な考え方は、API改修の場合の費用対効果の算定においては小売電気事業者側のシステム改修費用を見込む必要があると考えている。(事務局)
  - ⇒ それは今お伝えした通りである。要するに小売電気事業者側の改修費用は0円として費用対効果を見込めばよいのではないかと意見である。
  - 費用対効果が無ければ小売電気事業者はシステム改修をしないのではないか。(事務局)
  - ⇒ センター側のシステムが整えば、そこから小売電気事業者は個別にシステム改修を検討するものとする。
  - この場合は全体的な費用対効果を検討する場と考えており、センター側費用だけで費用対効果を考えるものではない。その考え方で検討を進めると、システム改修ありきの検討になってしまう恐れがある。(事務局)
  - ⇒ ならば、センター側のシステム改修費用と、APIを利用している全小売電気事業者が実際にシステム改修対応をするかどうかをヒアリングし算定いただきたい。それをもって費用対効果を想定いただきたい。
  - それでは、費用はセンター側の改修費用を算定し、APIを利用する全事業者に○・×の形で追加のAPIを利用するかのヒアリングを行うとする。その方法は今回意見をいただいた小売電気事業者の確認させていただきながら進める。(事務局)
- ・ No.89、接続送電サービスメニューからお客様がオール電化契約かどうか判別できるのか、その点をクリアできなければ検討に意味は無いと考えるが、いかがか。必ず、時間帯別メニュー＝オール電化契約となっているのかどうか、その状況をみなし小

売電気事業者を確認することはできないか。まず、それを確認できなければ、求める効果を得られるかわからない。

→ 必ずしも時間帯別メニュー＝オール電化契約となっていないと考える。ご要望に挙げられているオール電化の契約を持つみなし小売電気事業者は、そもそも一般送配電事業者との託送契約をしていないため、みなし小売電気事業者は託送契約がどうなっているかのデータを持っていないケースも多いと考えられる。また、今となってはみなし小売のデータと託送 DB のデータを突き合わせることも難しいと考える。すなわち、みなし小売電気事業者はその状況の確認をできないと考える。

(事務局)

→ 本件について、再度オープンにするという事で良いか。(事務局)

→ 本件のシステム改修の目的は需要家と小売電気事業者の間の契約確認であり、極めて小売販売に寄った目的に対し、そのシステム改修費用を託送料金で投資していくことが適当か疑問である。また、事務局からお話のあった通り、みなし小売電気事業者において託送契約が無いという事実もある。また、みなし小売電気事業者のオール電化契約は新規の受付をクローズしているが、現状、様々な小売電気事業者が居る中で、今後も様々な創意工夫メニューが出てくると考えられ、時間の経過とともに、それらのメニューにおいても新規受付がクローズされることもあり得ると考える。それらのメニューと託送メニューとの紐付けが、果たしてどれだけ有効性があるかも懐疑的な部分がある。その点が気になっており、そこを踏まえて再度オープンするかどうかの話になるのではないかと懸念がある。

⇒ No.89 は、みなし小売電気事業者のオール電化メニューに戻れないことがそもそも解決すべき問題ではないか。

→ その問題に対する基本的な対策方針は、新小売電気事業者がそのような不利益が起きる可能性があることをしっかり需要者に説明するということであり、それは電力・ガス取引監視等委員会でも示されているガイドラインにも記載の通り。しかし、それを頑張るだけでは完全に防ぐことが難しいという話であり、本件のご要望が出ている。ただし、今回の提案ではオール電化を判別できる可能性は低いとみられ、十分なセーフティネットにはならない状況でもある。(事務局)

⇒ 根本的な解決方法として、みなし小売電気事業者のクーリングオフ程度の期間で、元の契約に戻してもらえないか。

→ それはこの場で扱えない議論である。国の方で元の契約に戻れないように決められていることであり、その要望はその様な場で話をしなければならない。この場は実務者会議であり、制度的な事項の検討は難しい。(事務局)

⇒ 再度オープンしたとしてもオール電化の検知には役立たないため、システム投資をするまでの議論に至らないと考える。お客様が誤って申込みしたならば、小売電気事業者がそれにきちんと対応するべきと考える。セーフティネットとして機能しないことが明らかな状況で、再度オープンして議論することに意味はないのではないかと懸念がある。

⇒ 再度、ご要望させていただいたが、今回の様なご意見であれば、案件はクローズのまま結構と考えている。

→ それでは、クローズのままとさせていただきます。(事務局)

・ No.90、2点ほど確認したい。別紙1に「供給開始日の数営業日前」とあるが、そこで何らか受付工程のステータスに変化はあるのか、または申込処理中のままであるか。ステータスがかわらないと対応は難しいと考える。また、スイッチング開始と廃止はマッチングしているため紐づくのではないかと懸念がある。スイッチング開始申請の取消しに基づいてスイッチング廃止申請を取り消すことができないか。

→ ステータスに関して現状そこまで深く検討はしていない。スイッチング開始と廃止については、現状においても、書面にて取消依頼があった場合は、一般送配電事業者においてスイッチング開始と廃止の両方却下しているものと考えられる。今回のご要望は廃止取次を想定されているため、その廃止取次の取消は新小売電気事業者にてシステム上で取り消しいただくことになる。(事務局)

⇒ スwitching開始を取り消せば、スイッチング廃止とそれに紐づく廃止取次を取り消していただくことを要望していた。スイッチング開始を取消した上で廃止取次を取り消すならば、新小売は2オペレーションになるため、それがリスクになると考える。

→ 廃止取次とスイッチング開始は紐づいていないため、そのご要望の実現は難しい。(事務局)

⇒ 新小売が廃止取次を取り消さない場合、現小売で異動年月日の変更を知るのにはスイッチング廃止が却下となるタイミングとなる。その結果、現小売において新小売や一般送配電事業者へ確認するオペレーションが増えてしまうのではないかと懸念がある。

- おっしゃる通り、新小売が廃止取次の取り消しを行わなければ、現小売で連絡が必要になると考えられる。（事務局）
- ⇒ 要望を挙げた者としては、新小売が1オペレーション、すなわち一般送配電事業者への連絡だけでスイッチングの取り消しができることを望んでいる。今の案ではその効果が全く見込めないと考える。
- ご指摘の通りであり、改修費用面以外にもご要望の実現にはかなり難しい部分があると思われる。本件はシステム化の対象外として案件クローズとしたい。別の方法があれば、改めて起票いただきたい。（事務局）

### 3. 30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望状況（資料配付なし）

進捗や新規起票はないため、資料配付せず。

別途、事務局はメンバーへ広域機関で開示している「確定使用量BP・30分電力量BP運用事例集」の改版案を提示、改版案は会議メンバーが持ち帰り検討し、もし意見があれば会議後1週間を目途として事務局に連絡することとした。

- 次回は1/18（木）10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以上